

# 性別変更女性 父と認める

## 最高裁判判断 「子の福祉に」

### 手術前の凍結精子でパートナー出産

性同一性障害特例法に基づき男性から性別変更した40代女性が、自身の凍結精子を使って女性パートナーとの間にもうけた次女(3)を認知できるかどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷(尾島明裁判長)は21日、「血縁上の父の法的性別にかかわらず、婚外子は認知を求めることができる」とし、40代女性を「父」として認める初の判断を示した。認めなかった二審東京高裁判決を破棄した。トランスジェンダーの子の権利を保障する司法判断となった。(4面に関連記事)

### 国内他にも同様事例

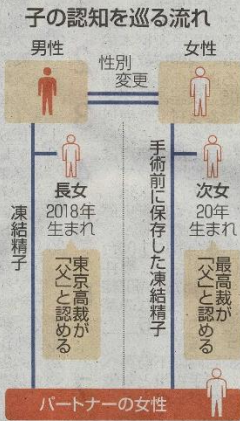
性同一性障害で男性から性別変更した女性が、変更前に保存した自身の凍結精子で女性パートナーとの間に子どもをもつけた事例が、国内の少なくとも2カ所で確認されたことが21日、全国の医療機関を対象にした岡山大の調査で分かった。子の認知を巡り最高裁判決を受けた訴訟当事者の他に、同様の生殖補助医療を受けた人がいたとみられる。

#### 岡山大・中塚教授調査

#### 「多様な家族の在り方進む」

調査は21日5月、日本産科婦人科学会に登録する医療機関に、性同一性障害の女性が自身の精子を用いた実績やその認知を尋ねた。パートナーとの子どもをもつけた実績が375施設が「希望者が来院した」とし、実際に医療行為をしたのは2施設だった。希望者を国内外の他施設で紹介した事例も3カ所であった。子どもをもつけた当事者の数は不明としている。

こうした医療行為が倫理的・社会的に問題になるかどうかについては、約6割に当たる26施設が「問題ない」との認識を示した。一方、自身の施設が実施する可能性があるとの回答は約7%の27施設にとどまった。



裁判官4人全員一致の結論。第2小法廷は、認知がない場合には養育や扶養を受けられないほか、相続人にならないといった不利益が生じるとし「子の福祉や利益に反するのは明らかだ」と指摘した。「未成年の子がいない」ことを性別変更の要件とする特例法の規定にも言及し、規定は未成年の子への配慮に基づきもので「認知請求を妨げる根拠とはならない」とした。

補足意見で検察官出身の三浦守裁判官は、次女のような子が生まれる可能性は特例法制定時から認識されていたとし「法整備の必要性が認識されながら20年以上が経過し、現実が先行している」と立法での解決を促した。裁判官出身の尾島裁判長は、性別変更した女性を未成年の子の父と認める場合に生じる影響について「家族秩序の混乱が生じるとの想定も具体的とは言えない」とした。

知届を出したが自治体には受理されなかったため、女兒2人が40代女性を被告とする形で、認知を求める訴訟を21年に起こした。22年2月の一審東京家裁判決は2人とも認知できないとしたが、同8月の二審判決は性別変更前に生まれた長女に限って、父と認められた。次女については「出生時に性別が女性に変更されている」として認めなかった。長女は認知届が受理されている。性別変更の前後で法的な親子関係が分かれる形となり、次女側が上告していた。